

事業主のみなさまへ

個人住民税特別徴収のご案内

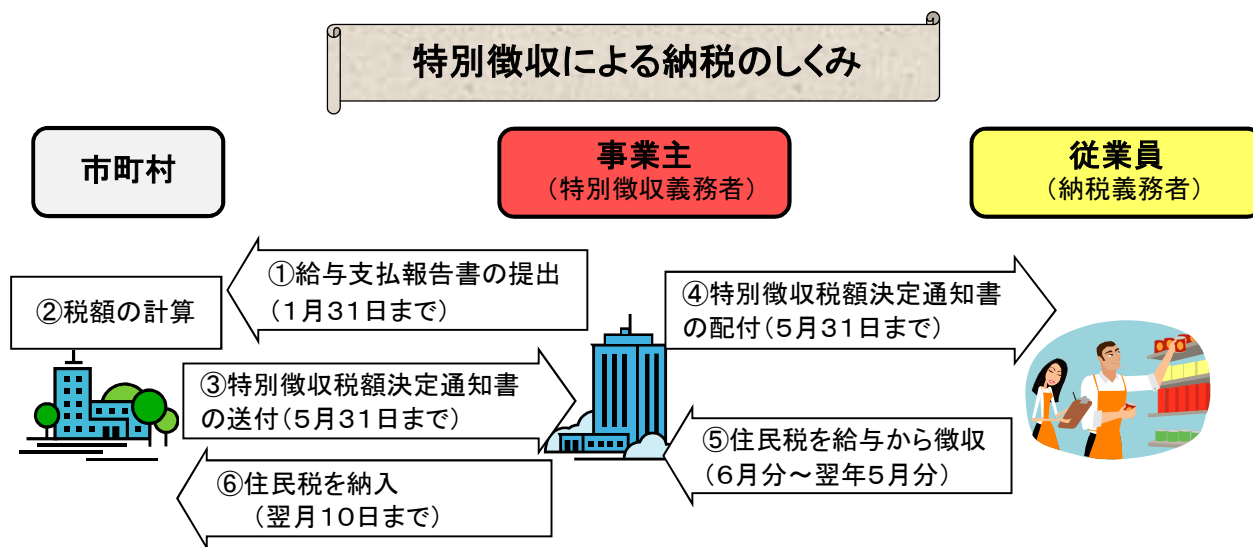
□島根県内各市町村と島根県では、個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収の推進に取り組んでいます。

◆ 個人住民税の特別徴収とは ◆

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収して（天引きして）、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村へ納入していただく制度です。

事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員※について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

※従業員には、パート・アルバイト・短期雇用者・非常勤職員・役員の方などを含みます。



《 特別徴収の手続きの流れ 》

(1) 給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、1月31日までに従業員の居住する市町村に「給与支払報告書」を提出する必要があります。

(2) 特別徴収税額決定通知書の送付

毎年5月31日までに、事業主（特別徴収義務者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。そのときに年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収（天引き）を開始してください（翌年5月まで）。

(3) 納期と納入方法

納期限は、個人住民税を特別徴収（天引き）した月の翌月10日です。従業員が居住する市町村から送付される納入書により、金融機関で納入してください。

●納期の特例について

従業員が常時10人未満の事業所は、市町村への申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

個人住民税 特別徴収 Q&A

Q1 特別徴収はしなくてはならないの？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法令(地方税法第321条の4及び各市町村条例)により義務づけられています。

Q2 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A アルバイト・パート・役員など、原則すべての従業員から特別徴収する必要があります。

ただし、次の①、②の場合は特別徴収の対象になりません。(①給与が毎月支給されない場合②給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない場合)

Q3 特別徴収するメリットはあるの？

A ① 事業主(給与支払者)は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

② 従業員(納税義務者)は、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。さらに、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

Q4 従業員から普通徴収で納めたいと言われるけど…

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、法令により、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員(納税義務者)の希望により普通徴収を選択することはできません。

* 個人住民税の特別徴収に関する問い合わせ先 *

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
松江市	市民税課	0852-55-5151	浜田市	税務課	0855-25-9232
出雲市	市民税課	0853-21-6898	益田市	税務課	0856-31-0609
大田市	税務課	0854-83-8022	安来市	税務課	0854-23-3040
江津市	税務課	0855-52-2501	雲南市	税務課	0854-40-1034
奥出雲町	税務課	0854-52-2671	飯南町	住民課	0854-76-2213
川本町	町民生活課	0855-72-0632	美郷町	住民課	0855-75-1213
邑南町	税務課	0855-95-1193	津和野町	税務住民課	0856-74-0069
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113	海士町	住民生活課	08514-2-0858
西ノ島町	町民課	08514-6-0103	知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	税務課	08512-2-8574			

☆このチラシに関する問い合わせ 島根県総務部税務課 TEL:0852-22-6177

※このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。